

令和3年6月28日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 古賀 誠視

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第52号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）その他関係省令が、令和3年3月31日に公布され、その一部の規定については、令和4年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市税条例の主な改正点は第24条、第36条の3の3及び附則第5条における個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しである。改正後の国外居住親族は、これまでどおり16歳から扶養控除の適用対象となることには変わらないが、30歳から70歳未満の国外居住親族は、原則扶養控除の適用対象外となる。ただし、①留学ビザのコピーを提出した者、②障害者控除を受けている者、③送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者など扶養の確認ができれば控除の対象になる。
2. 所得税は令和5年分から、個人住民税は令和6年度分からの適用となる。
3. 国外居住者の扶養親族の判定については、国内源泉所得のみでの判断が不公平であるとの指摘があり見直しになった。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第53号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における

国民健康保険税の減免措置について、令和3年度においても引き続き実施するため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 令和2年度の国民健康保険税の減免のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるものは188件で、収入の減少や失業が多いことから、現状のコロナ禍において、今後も収入の減少が見込まれるため、令和3年度の国民健康保険税についても減免を継続する。
2. 財源について、令和2年度の減免は、全額、国からの財政支援措置があったが、令和3年度は、調整対象需要額に占める減免総額の割合によって、財政支援が行われることになり、令和2年度の実績をもとに、減免総額の10分の4の財政支援を見込んでおり、残りは一般会計からの繰入れを予定。
3. 手続の簡素化等について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度も引き続き対面での申請を減らし、郵便や電子申請での受付等を実施する。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・令和2年度の減免額は、国からの全額支援があったのに対して、令和3年度は市の負担もあるが、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を継続することから、賛成。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第54号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、その一部の規定については、令和3年9月1日から施行されることに伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることから、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回のデジタル社会の形成に関する法律の制定に伴い、関係する様々な法律の改正も伴っており、その中で個人情報保護制度についての見直しも行われる。地方公共団体の個人情報保護制度については、今後全国的な共通ルールが具体的に示されていくと考えている。

## 【意見】

(反対意見)

- ・デジタル関連5法案の問題点として、国が一括してある一定のルールをつくり、そのルールの中で個人情報保護されるということ、プライバシーの侵害が起こる可能性があること、マイナンバー制度自体が大きな問題を抱えていることが挙げられる。今回は古賀市の手数料条例の一部を改正する条例であるが、これらの問題点から市民サービスの低下につながる可能性があることから、反対。

## 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第55号議案 古賀市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市内における企業等の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の更なる拡大を図り、地域経済の発展及び市民生活の向上に資するため、条例の一部を改正するもの。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の条例の主な改正は、①第2条第1項第8号(指定地域)で、現行の工場立地特例対象地域に、4つの地域を新たに指定地域として加えること。②第2条第1項第9号(投下固定資産総額)で、投下固定資産総額(2億円以上)の対象を「土地」、「家屋」、「構築物」としている現行から「土地」を除き「家屋」「構築物」とすること。
2. 投下固定資産について、「土地」を除く改正によって、古賀市に投資を計画する企業への働きかけが、これまで以上に進むと考えている。
3. 古賀市への進出企業にとってのメリットは、固定資産税の3年間の課税免除があげられ、経営上非常に助かったとの声が届けられている。企業誘致は製造業だけでなく、物流業についても、地元と十分に話し合いながら誘致を進めたいと考えている。
4. 古賀市企業立地促進条例の適用は、従業員の雇用を行い、地域経済の活性化に資することが条件であり、土地だけを2億円以上で買っても、この条例に基づく支援措置を受けることは出来ない。

## 【意見】

(賛成意見)

- ・今回の改正により、国・県の同意を必要とせず、古賀市独自に支援エリアを決定できるようになり、積極的にエリアを拡大する方向性は、非常にいいことである。今回の改正は企業立地を促進し、そこで立地、操業開始する企業を支援し、雇用の創出と産業振興に寄与するという面でも、重要な支援措置制度になる。一方で、相当の期間と莫大な資金を投資し、新たな工業団地を創出していく開発事業者自体を誘導するといった面にも新たな支援策を講じていただき、地域経済の発展と市民生活の向上に資することも期待し、賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 第59号議案 工事請負契約の締結について(古賀市汚泥再生処理センター海津木苑(仮称)建設工事)

本案は、古賀市汚泥再生処理センター海津木苑(仮称)建設工事を施工するため、公募型指名競争入札により工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するもの。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 建設場所は、現在の海津木苑の敷地内を予定。福津市のし尿等を受け入れ、広域処理を行う。
2. し尿処理に関する基本的な考え方は、今後20年先においても、下水道に放流されず処理する必要があるし尿が残るという想定であり、し尿処理施設は今後も必要な施設であると考えている。
3. 公募型指名競争入札と一般競争入札の違いは、一般競争入札は発注者で設計をし、業者に手を挙げていただくのに対し、今回の公募型指名競争入札は、建設工事の見積設計図書提出意思がある業者の公募を行い、市の要件を満たした業者を指名し、入札を行うものである。日立造船株式会社九州支社が落札した。
4. 周辺環境に対する配慮は、環境アセスメントなども行い、細心の注意を払いながら工事を進めていく。新施設は100人ほどが入る会議室なども設置して、周辺の工業団地の企業の研修や健康診断などに利用していただくなど、開かれた海津木苑として利用促進を図っていきたい。施設内の整備においても緑地や駐車場、また工業団地を訪れる大型バスなどの駐車場として開放していく予定。
5. 引き続き海津木苑において、し尿処理に関する様々な啓発を行っていく。

## 【意見】

(賛成意見)

・臭気や騒音といった環境への影響等に十分に配慮された設計・計画であり、し尿処理については今後20年先を見越しての視点、さらに福津市との広域連携による財政面も考えている点、また市民に使いやすく活用出来るものをつくりたいという考えが設計の中に十分配慮されていることから、賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。